

当社千葉製作所跡地における土壌調査結果について

平成22年11月17日
住友軽金属工業株式会社

当社では、千葉製作所閉鎖に伴い、土壌汚染対策法(平成22年4月1日施行)第3条に基づき土壌調査を実施いたしました。その結果、一部区域においてふっ素及びほう素の特定有害物質が基準値を超えて検出されました。柏市の指導のもと汚染8ブロックの地下水調査を実施した結果、1ブロックにおいてふっ素が基準値を超えて検出されました。以上2件の報告書を柏市に提出し、11月15日付で土壌汚染対策法第6条に基づき、5区域(16ヶ所)の要措置区域指定を受けました。その概要についてお知らせいたします。

1. 当該所在地

(1) 名称

住友軽金属工業株式会社 千葉製作所跡地

(2) 住所

千葉県柏市新十余二13番地

(3) 敷地面積

約 104,000m²

2. 調査結果の概要

(1) 土壌調査の結果

土壌調査の結果、ふっ素及びほう素について土壌汚染対策法に定められる土壌溶出量基準の超過が確認されました。

土壌溶出量調査結果				
基準超過物質	基準超過範囲	基準に対する倍率	土壌溶出量基準	基準超数/調査数
ふっ素及びその化合物	0.81 ~16(mg/L)	1.0~20 倍	0.8 (mg/L 以下)	40/400
ほう素及びその化合物	1.1 ~55(mg/L)	1.1~55 倍	1 (mg/L 以下)	17/296

※ 調査数は、深さ方向の調査など同一地点で複数の調査を実施している場合を含む。

※ 土壌含有量調査では、土壌汚染等処理基準に適合していました。

(2) 地下水調査の結果

地下水調査の結果、ふっ素について土壌汚染対策法に定められる地下水基準の超過が確認されました。

地下水調査結果				
基準超過物質	基準超過範囲	基準に対する倍率	地下水基準	基準超数/調査数
ふっ素及びその化合物	5.8 (mg/L)	7.3 倍	0.8 (mg/L 以下)	1/7
ほう素及びその化合物	全て基準内	—	1 (mg/L 以下)	0/3

3. 区域指定について

調査結果等により土壤汚染対策法(平成22年4月1日施行)第6条に基づき、5区域(16ヶ所)が要措置区域と指定されました。

4. 今後の対応について

確認された汚染土壤等については、関連法令を遵守し、柏市の指導のもと、適正な措置を講じます。

5. お問い合わせ先

住友軽金属工業株式会社
総務部長 待鳥 明史
電話 (03)3436-9703

以上